

委託場所 箕面市 西宿1丁目 地内外
履行期間 契約日から、令和7年3月28日迄

第1章 総 則

第1条 適用

本委託業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「大阪府公共測量作業規程(平成21年4月)(以下、「規程」という。)」及び「測量、調査及び設計業務等委託必携(大阪府都市整備部)(以下、「必携」という。)」によるものとする。
なお、規程及び必携は大阪府都市整備部の以下のホームページに掲載している。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>)

また、土木設計業務等委託契約約款第1条に定める設計図書の優先順位は、①質問回答書、②特記仕様書、③図面(数量総括表を含む。)、④測量、調査及び設計業務等委託必携とする。

設計図書のほかに提示する見積の参考資料は、入札参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため、履行方法等成果物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

第2章 測量業務等一般

第2条 目的

本委託業務の目的は次のとおりである。受注者は、目的の意図するところを十分理解し、豊富な経験及び知識をもって作業を進めなければならない。

(目 的)

本業務は、北大阪急行線延伸事業後の初期データを取得するとともに、関係機関協議の基礎データとすることを目的に、車載写真レーザ(MMS)により3次元点群測量を行い、地形・地物・道路施設等(区画線など)を測定し、3次元データを作成する。

第3条 測量範囲

測量範囲は、別途図面に示す範囲とする。

第4条 管理技術者

管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能でなければならない。なお、当該測量業務において、外業を行う際には、現場に専任する必要があるが、内業を行う場合は、この限りではない。

第5条 協議打合せ

協議打合せすべき事項及び時期(または日時)は次のとおりとする。ただし、下記以外に監督職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。

なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

協議打合せ事項	時 期(日 時)
・業務着手時	・契約後速やかに
・業務全般について	
・中間打合せ3回	
・成果品納入時	
・成果品について	

受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し監督職員の指示を受けなければならない。

第6条 資料等の貸与

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資 料 等 の 名 称	単 位	数 量	貸 与 場 所	返 却 場 所	摘 要
特になし					

第7条 諸 手 続

本委託業務に伴い必要となる官公署等への諸手続は、監督職員の承諾のうえ、受注者の責任において速やかに行わなければならない。また、受注者は発注者が行う公共測量手続きの補助を行うものとする。

第8条 疑 義

本委託業務の履行に際し、疑義の生じた場合は監督職員と協議しなければならない。

第9条 成果品の提出

1 成果品の規格及び提出部数

- 1) 本業務は、完成図書の電子納品対象案件とする。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「大阪府都市整備部電子納品要領(案)[業務委託編](以下、「要領」という。)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品における成果品の規格等については、要領に基づくものとする。
- 3) 要領については大阪府都市整備部のホームページに掲載している。
・電子納品：<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/cals2.html>
上記に定めのない事項については、必要に応じて監督職員と協議の上、これを定める。
- 4) なお、成果品の提出部数は以下のとおりとする。
 - (1) CD-R 2部
 - (2) 報告書(簡易製本) 1部
 - (3) 図面 (A3縮小版) 1部その他、本特記仕様書等において別に定める内容及び部数とする。

2 成果品

成果品は規程、必携及び要領によるほか、取得する3次元点群データは「車載センシング装置取得データ納品仕様(案)ver1.0(令和2年4月:国土交通省国土技術政策総合研究所)」に基づき提出するものとし、取得した3次元点群データを閲覧可能な無償ビューワーも事前に監督職員と協議し納品する。

第10条 共通仕様書等に対する特記事項

以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

10-1(土地への立入り等)

- 1) 測量業務を実施する場合、作業班の内1人は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- 2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3) 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4) 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし、作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5) 受注者は業務が完了した場合又は解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅延なく発注者に返却するものとする。
- 6) 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。

第11条 検査

1) 測量機器の検定

本業務に使用する測量機器については、「規程」に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けたものであることとし、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出するものとする。

2) 成果品の検定

本業務の成果品のうち下表に定めるものについては、「規程」に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出するものとする。

測量の種類	検定数量	摘要
三次元点群測量	0.056km ²	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群作成

第12条 その他特記事項

- 1) 測量業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を設置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- 2) 受注者は、測量業務の履行に際し、地権者との土地境界の確認等が必要となる場合には、現地で監督職員の立会の下に実施し、その場で地権者及び監督職員から立会記録(土地境界確認書や立会名簿等)の署名(または押印)を得ることを徹底するものとする。
- 3) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- 4) 業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針に適合するものであることとする。
- 5) この特記仕様書のほか、特記仕様書(業務内容編)によるものとする。
- 6) 著作権等
 - 1 受注者は本業務を行うにあたり新たに作成した著作物(以下、新規著作物という)の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に無償で譲渡する。
 - 2 受注者は、発注者及び新規著作物と受注者が従来より有している著作物(以下「既存著作物」という)を利用する第三者に対し、一切の著作人格権を行使しない。
 - 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、発注者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を可能な限り許諾する。また、第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、発注者が第三者に二次利用を許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所には、その理由についても付すものとする。

土地調書（土地登記簿閲覧調書）

路線名 _____

委託名 _____

No.

所在地 (〇〇市大字〇〇〇)

大阪法務局〇〇〇出張所 写

登録番号 大阪 第 号
 調査日 令和 年 月 日 土地家屋調査士 〇〇 〇〇

印

所在地	地番	土地登記簿		所有者		所有権移転		沿革	
		地目	面積	氏名	住所	原因	原因日	日付	分合筆等の経過
(例)									
〇〇市大字〇〇〇	754;3	宅地	396;69	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇754番地の3	相続	S45; 5; 29	S38; 10; 4 S49; 11; 19	754-1から分筆 地目変更
〇〇市大字〇〇〇	827	宅地	218;18	有限会社 〇〇〇	〇〇市大字×××45番地の1	売買	S53; 1; 20	S48; 10; 5	地目変更
〇〇市大字〇〇〇	1305;2	公衆用道路	125	北河内郡〇〇町		売買	S34; 10; 26		
〇〇市大字〇〇〇	1307;1	田	267	〇〇 〇〇 (1/2) 〇〇 △△ (1/2) □□ □□(耕作権者)	〇〇市大字〇〇〇1364番地 〇〇市△△1丁目1-1 〇〇市大字〇〇〇1234番地	相続	S60; 5; 27	S44; 4; 1	1307-1,1307-5に分筆
〇〇市大字〇〇〇	1308;1	田	112	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1364番地	相続	S60; 5; 27	S37; 5; 21	1308-1,1308-3に分筆
〇〇市大字〇〇〇	1309;1	畑	24	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1364番地	相続	S60; 5; 27	S49; 8; 28	1309-1,1309-3に分筆
〇〇市大字〇〇〇	1309;2	宅地	31;38	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1364番地の2	売買	S37; 8; 3	S37; 5; 21	1309-1から分筆
	1309;3	雑種地	25	〇〇 〇〇 (1/5) 〇〇 〇〇 (4/5)	〇〇市大字〇〇〇1324番地 大阪市〇〇区〇〇2丁目2-3	相続	H11; 3; 17	S49; 8; 28 S51; 1; 23	1309-1から分筆 地目変更
〇〇市大字〇〇〇	1310	雑種地	72	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1324番地	相続	H11; 3; 17	S51; 1; 23	地目変更
〇〇市大字〇〇〇	1311	田	456	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1377番地	売買	S45; 1; 30		
〇〇市大字〇〇〇	1311	田	456	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1377番地	売買	S45; 1; 30		
〇〇市大字〇〇〇	1312;1	宅地	377;02	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1377番地	相続	H7; 12; 13	S47; 2; 17 S51; 4; 9	1312-1,1312-2に分筆 地目変更

土地調書（事業地一覧表）

路線名 _____

委託名 _____

No. _____

所在地 (〇〇市大字〇〇〇)

立会日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地	地番	土地登記簿		所有者		現況				備考	
		地目	面積	氏名	住所	地目	取得面積	残面積	合計		
(例)											
〇〇市大字〇〇〇	754:3	宅地	396:69	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇754番地の3	宅地	111:11	222:22	333:33		
〇〇市大字〇〇〇	827:	宅地	218:18	有限会社 〇〇〇	〇〇市大字×××45番地の1	宅地	200: 20	20: 40	220: 60	公簿割れ	
〇〇市大字〇〇〇	1307:1	田	267:	〇〇 〇〇 (1/2) 〇〇 △△ (1/2) □□ □□(耕作権者)	〇〇市大字〇〇〇1364番地 〇〇市△△1丁目1-1 〇〇市大字〇〇〇1234番地	田	250: 50	50:05	300: 55	公簿割れ 地図訂正	
〇〇市大字〇〇〇	1309:1	畑	24:	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1364番地	田	22:22	0:44	22:66		
〇〇市大字〇〇〇	1310:	雑種地	72:	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1324番地	宅地	25:15	46:75	71:90		
〇〇市大字〇〇〇	1312:1	宅地	377:02	〇〇 〇〇	〇〇市大字〇〇〇1377番地	宅地	180:44	196:58	377:02		